

## 妊娠が分かったら

### 準備と受けられる制度

妊娠おめでとうございます。元気な赤ちゃんを迎えるためには様々な準備が必要です。ここでは、妊娠中にすべきことや受けられる制度などを紹介します。

#### 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠中のお母さんと赤ちゃんの成長の記録です。育児に役立つほか、健診や予防接種を受けるときに必要です。オンラインまたは電話で予約をお取りください。

◇交付日 開庁日 月～金曜日（土日祝、年末年始の閉庁日を除く）

◇場所 柴田町健康推進課

◇受付時間 9:00 ～ 15:00

◇持ち物 《妊婦本人が手続きをする場合》 妊娠届、妊婦の個人番号カードまたは妊婦の身分証明書、筆記用具

《代理人が手続きをする場合》 妊娠届、妊婦の個人番号カードまたは代理人の身分証明書、筆記用具

◇その他 都合の悪い方は、電話でご相談ください。



《お問い合わせ》柴田町役場 健康推進課 Tel 0224-55-2160

#### しばた子育て応援アプリ

町からのお知らせやイベント情報の取得、妊娠中の健診記録やこどもの成長記録・予防接種のスケジュール管理などができるスマートフォン向けアプリです。無料でご利用できますので、ぜひダウンロードしてご活用ください。

※健診や予防接種の際はお手元にある母子健康手帳が必要となります。このアプリは母子健康手帳と合わせてお使いください。

##### ◇しばた子育て応援アプリの主な機能

###### 《地域の子育て情報》

妊娠・出産や子育てに関するお知らせやイベント情報を受け取ることができます。

町内の子育て施設や公園、医療機関の情報を検索できます。

###### 《予防接種スケジュール管理》

出生日と接種状況に応じて最適なスケジュールをお知らせします。

登録した接種予定日が近づくと事前にプッシュ通知でお知らせします。

###### 《成長の記録》

「初めての寝返り」などを写真で残したり、こどもの体重等を入力すると自動でグラフ化するなど日々の成長を記録できます。

###### 《共有》

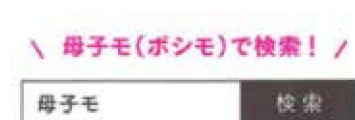
他の家族や、遠く離れたおじいちゃん、おばあちゃんにも成長記録を共有できます。

###### 《お役立ち情報》

出産、子育てのお役立ち情報、沐浴方法、おむつ交換、離乳食の作り方などを動画で紹介しています。

##### ◇利用方法

下記の QR コードを読み込むか、アプリストアからダウンロードできます。



※ダウンロードの際は「母子モ」となりますが、ダウンロード後にプロフィールを設定する際に住所を「柴田町」とすると「しばた子育て応援アプリ」となります。

《お問い合わせ》柴田町役場 子ども家庭課 Tel 0224-55-2115

## ■ 妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査

母子健康手帳の交付と同時に、妊産婦健康診査受診票（妊婦 14 枚、産婦 2 枚の助成券）と妊婦歯科健康診査受診券（1 回のみ無料）が交付されます。

## ■ RS ウイルス感染症定期予防接種（令和 8 年 4 月より開始）

母子健康手帳の交付時に、RS ウイルス感染症予防接種予診票が交付されます。

◇接種時期 妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日まで

◇接種回数 1 回

## ■ 妊婦のための支援給付

妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。「妊婦のための支援給付金」として妊娠時と出産後の 2 回に分けて妊婦支援給付金を支給します。

### 《妊婦のための支援給付》

妊娠時と出産後の 2 回に分けて、給付金を支給します。

|       | 妊婦支援給付金 1 回目（妊娠時）      | 妊婦支援給付金 2 回目（出産後）                                         |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 支 給 額 | 5 万円                   | 胎児 1 人あたり 5 万円                                            |
| 申 請   | 妊娠届出（母子健康手帳交付）時に案内します。 | 新生児訪問時に案内します。<br>※里帰り出産などにより、長期に保健師との面談が難しい方は事前に相談してください。 |
| 申請期限  | 医療機関等で妊娠が確定した日から 2 年以内 | 出産予定日の 8 週間前から 2 年以内                                      |

◇対象者 令和 7 年 4 月 1 日以降に妊娠・出産された方で、申請時点で柴田町に住民票がある方

※申請には産科医療機関による妊娠の事実の確認（胎児心拍の確認）が必要です。

※胎児心拍の確認後、妊娠が継続しなかった場合も対象となります（詳細については町ホームページをご覧ください。）

※同一の妊娠により他の市町村からすでに妊婦支援給付金を支給されている方は対象外になります。

### 《妊婦等包括相談支援事業》

相談支援の充実を図り、安心して出産・子育てができるよう妊娠届出時の面談・出産後の新生児訪問に加え、妊娠 8 か月頃のアンケート（希望される方には面談）を実施します。

《お問い合わせ》柴田町役場 健康推進課 Tel 0224-55-2160